

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊広県第533号

令和4年11月15日

地方公共団体における犯罪被害者等支援条例の制定に向けた働きかけの強化について（通達）

地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例（以下「条例」という。）の制定については、「熊本県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について」（令和3年5月18日付け熊広県第279号）において、警察は地方公共団体における条例の制定に向けた検討、情報提供等に協力を行うこととされているが、本県における条例の制定状況は、他都道府県に比べ低調である。

このような状況を踏まえ、先般、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会から県内各市町村に対して、「犯罪被害者等支援条例の制定に関する要望書」（以下「要望書」という。）が送付されたところであり、各警察署においては、要望書送付の機会を捉え、管轄する市町村に対して犯罪被害者等支援のための実効的な条項を盛り込んだ条例を制定する働きかけを強化されたい。

## 記

### 1 趣旨

本県においては、令和2年12月に熊本県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」という。）が施行され、令和3年4月から県条例に基づく見舞金制度がスタートしている。しかしながら、条例は県のみならず住民の生活に密着した市町村においても制定されることが望ましく、未だ条例が制定されていない県内市町村が大半であることから条例制定を働きかけるもの。

### 2 実施要領

- (1) 管内の市町村長又はそれに代わる者に対して、署長をはじめとする警察署幹部（以下「署長等」という。）が、直接、条例の制定や犯罪被害者等支援制度導入の必要性を訴えるとともに、必要な助言や支援を行うこと。
- (2) 条例の制定に係る検討が行われる際には、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援のために必要な事項が盛り込まれるよう、署長等が積極的に当該検討に参画し、警察が把握している犯罪被害者等支援に関する情報を提供するなど、その検討に協力すること。

### 3 留意事項

- (1) 本県においては、未だ条例が制定されていない市町村が大半であることから、警察だけでなく各警察署単位の地区犯罪被害者支援連絡協議会をは

じめ、県条例に基づき設置された熊本県犯罪被害者等支援市町村連絡会議の担当窓口や、知事部局の広域本部、保健所、福祉事務所等の出先機関、教育事務所、医療機関等の関係機関・団体との連携・協力を努めること。

- (2) 制定された条例及び導入された犯罪被害者等支援制度については、警察職員への周知を徹底し、積極的に広報するとともに犯罪被害者等への必要な情報提供に努めること。

#### 4 報告

条例の制定等に係る必要な助言や支援を行った場合は、随時、その実施状況を警察本部広報県民課犯罪被害者支援室を経由して報告すること。

#### 5 備考

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会が県内市町村へ送付した要望書の写しを添付する。

※ 別添（略）